

令和7年4月2日

米子駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

番号	件名	納入（履行）場所	納期（履行期限）	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
10	特定建築物環境衛生測定	陸上自衛隊 米子駐屯地及び 美保分屯地	7.4.7～ 8.3.31	7.4.2	7.4.7 9時30分	7.4.7 10時00分	なし	総品目総額

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒683-0853 鳥取県米子市両三柳 2603 契約機関名（担当）：陸上自衛隊米子駐屯地 第356会計隊契約班（福田）

電話番号：0859-29-2161（内線584） F A X：0859-29-2164 メール：ma356fin - ma@inet.gsdf.mod.go.jp

仕様書に関する事項：担当 石田（内線331）

令和7年4月7日

見 積 書

分任契約担当官
陸上自衛隊 米子駐屯地
第356会計隊長 中山 貴行 殿

¥ (税抜)

- 1 納 期 : 令和7年4月7日～令和8年3月31日
- 2 納 入 先 : 米子駐屯地及び美保分屯地 ⑩
- 3 入札(見積)及び契約心得を承諾の上入札(見積)します。
- 4 代金の支払時期は、納品等検査後自衛隊(官側)が適正な請求書を受理した日から30日以内とすることに同意します。
- 5 当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。

番号	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額 (税 抜)
1	特定建築物環境衛生測定	仕様書のとおり(米子)	式	1		
2	特定建築物環境衛生測定	仕様書のとおり(美保)	式	1		
3		以 下 余 白				
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

市場価格調査書

分任契約担当官
陸上自衛隊 米子駐屯地
第356会計隊長 中山 貴行 殿

¥ (税抜)

- 1 納 期 : 令和7年4月7日～令和8年3月31日
- 2 納 入 先 : 米子駐屯地及び美保分屯地 ⑩
- 3 入札(見積)及び契約心得を承諾の上入札(見積)します。
- 4 代金の支払時期は、納品等検査後自衛隊(官側)が適正な請求書を受理した日から30日以内とすることに同意します。
- 5 当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。

番号	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額 (税抜)
1	特定建築物環境衛生測定	仕様書のとおり(米子)	式	1		
2	特定建築物環境衛生測定	仕様書のとおり(美保)	式	1		
3		以 下 余 白				
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

仕 様 書

件 名	作 成 年 月 日	R 7 . 4 . 1
建築物環境衛生測定	作 成 部 隊	米子駐屯地業務隊

1 適応範囲

この仕様書は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の適用を受ける陸上自衛隊米子駐屯地及び美保分屯地の建築物に対して、部外委託による環境衛生維持管理において適応する。

2 該当駐屯地及び建築物

番号	駐屯地・基地名	建物名称	建物No.	用途	階数	延べ面積 (㎡)	ポイント数 (参照)
1	米子駐屯地	庁 舎	109	庁 舎	4	3,573	7
2	美保分屯地	庁 舎	1	格納庫 事務所	3	3,884	7

3 建築物環境衛生測定（部外委託）

(1) 委託内容

陸上自衛隊米子駐屯地及び美保分屯地の建築物に対する建築物環境衛生の維持・管理（「建築物環境衛生管理技術者」の業務及び「特定建築物についての届出」を含む。）

(2) 対象建築物

陸上自衛隊米子駐屯地及び美保分屯地の建築物のうち、「建築物における衛生的環境に関する法律施行令」において定めるもの。

(3) 測定回数

年6回（奇数月基準）

(4) 測定項目及び方法

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」において定めるもの。

(5) 検査結果の報告

受託業者は、測定結果の保全に万全を期すとともに、測定終了後14日以内に環境衛生官に対し、建築物環境衛生測定報告書（付紙第1の報告内容を含むもの）にて報告する。

4 特記事項

(1) 実施時期

建築物環境衛生管理を実施するに当たり、測定項目・実施要領・日時・場所等を記載した計画書及び駐屯地に立ち入る測定者名簿を事前に提出するとともに、細部については官側と事前協議を行うものとする。

(2) 測定機器及び消耗品等

測定に必要な器材及び消耗品等については、請負者の負担とする。

(3) トラブル発生時の処置

契約内容不履行が原因のトラブルが発生した場合には、請負業者の責任において処置することとする。責任の所在が不明確なトラブルが発生した場合は、官側と協議の上、両者で処置するものとする。

(4) 保 全

請負者は、本役務の実施によって知り得た内容に関して、官側の許可無く漏洩してはならない。

(5) 対象駐屯地の変更

官側の建築物環境衛生管理技術者充足状況の変化に合わせ、請負者は請負対象駐屯地の変更について、適時、官側と協議を行うものとする。

(6) 建築物環境衛生管理技術者の選任について

二箇所以上の特定建築物の管理技術者になっても職務遂行上支障が無ければ兼任可とする。

(7) 測定について

施行規則に則り実施するものとする。全ての測定項目を建築物環境衛生管理技術者自身が実施する必要はないが、届出の対象となる建築物環境衛生管理技術者は、測定を実施した全ての特定建築物について現地で確認するものとする。

5 仕様書の疑義

本仕様書の疑義については、米子駐屯地業務隊衛生科担当者の指示を受けるものとする。